

協同組合出資は負債か資本か

協同組合出資を資本ではなく負債とする国際会計基準IAS32号を巡る動きについて、筆者は「協同組合資本を巡る議論について」として本誌2004年7月号で取り上げた。

その後の動きを紹介すると、IAS32号そのものについては、協同組合陣営の反論等にも関わらず、IASB（国際会計基準審議会）による改訂は行われなかった。ただし、協同組合出資の特殊性に鑑みIAS32号の適用に関して改めて解釈指針を作成することになり、2004年6月には解釈指針を作成する解釈指針委員会（IFRIC）が、「IFRIC 解釈指針草案 D-8 協同組合における組合員出資」を発行した。そして、同草案は関連団体等からのコメント受付後、同年11月に「IFRIC第2号 協同組合における組合員の出資及び類似の金融商品」として公表されている。

解釈指針公表時のプレスリリースでIFRICは、「協同組合に対する組合員の出資を含む金融商品の保有者が出資の払戻しを請求できる契約上の権利は、それ自体では、当該金融商品を金融負債に分類する理由にはならない」（企業会計基準委員会訳）とした。つまり、払戻し請求の権利があるだけでは、組合員出資は負債に区分されないことになった。

ただし、組合員出資が資本に区分されるには「企業が、組合員出資の払戻しを拒否できる無条件の権利を有している。」（同上）という厳しい条件が付けられている。例えば、解釈指針の事例によると、組合が出資金の一部に無条件で払戻しを拒否できる権利を有する場合、その拒否できる部分は資本に、残りは負債に区分されることになる。

払戻しの禁止はあくまで出資金全体に対し

てであり、個別の組合員に対する払戻しの権利を妨げるものではないとされるものの、この解釈指針の公表を受けて定款変更等の対応が必要なヨーロッパの協同組合も出てくるとみられ、現在ICAでもワーキンググループを作りその対応について議論を行っている。

ところで、もう一つの世界的な会計基準である米国会計基準では現在「負債と資本プロジェクト」が進んでいるが、そこでの議論は協同組合出資にも関連してくる。それは、米国会計基準FAS150号の協同組合への適用延期（2003年11月、同基準はIAS32号と同じく協同組合出資を負債に区分する条項を持つ）に際して、「「負債と資本プロジェクト」に合わせ、委員会はそれら金融商品の分類と評価の再検討を計画する」とされているからである。

そして、現在同プロジェクトでは、上記FAS150号とは異なる方向で議論が進んでいる。本年5月の会議資料をみると、たとえ決済義務（事業体の清算以前に金融商品の発行者が所有者へ資産等を移転する義務）があっても、金融商品の発行者と所有者の間に直接の所有関係（残余請求権への比例的権利とみられる）があれば、その金融商品は資本であるとしている。そして、例として事業体の公正価値に対し所有者に強制的な払戻し請求権がある一般出資（協同組合出資はここに区分される）が挙げられている。

このように、負債と資本の区分に関する国際的な議論は依然流動的である。国内会計基準や協同組合会計への影響も考えられ、今後その動向を注視していきたい。

（内田多喜生）